別表第五㈠の表中

支払者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は名称		個人番号又は法人番号

を

支払者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は名称	(電話)	個人番号又は法人番号

に改め、同表の備考２(7)中「租税条約」を「租税特別措置法第41条の23第３項の規定により非課税とされるもの又は租税条約」に、「又は免除される」を「若しくは免除される」に改め、同表の備考２(8)中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は租税特別措置法第41条の23第３項の規定」に改める。

別表第五㈠の表中

支払者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は名称		個人番号又は法人番号

を

支払者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は名称	(電話)	個人番号又は法人番号

に改め、同表の備考２(7)中「租税条約」を「租税特別措置法第41条の23第３項の規定により非課税とされるもの又は租税条約」に、「又は免除される」を「若しくは免除される」に改め、同表の備考２(8)中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は租税特別措置法第41条の23第３項の規定」に改める。

別表第五㈠の表中

支払者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は名称		個人番号又は法人番号

を

支払者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は名称	(電話)	個人番号又は法人番号

に改め、同表の備考２(8)中「租税条約」を「租税特別措置法第41条の23第１項の規定により非課税とされるもの又は租税条約」に、「又は免除される」を「若しくは免除される」に改める。

別表第五㈠の表の備考１(1)中「第19条の３第23項」を「第19条の３第32項」に改め、同表の備考２(3)及び(8)中「第19条の３第24項」を「第19条の３第33項」に改める。

別表第五㈠の表の備考１中「第19条の３第23項」を「第19条の３第32項」に改め、同表の備考２(2)及び(4)中「応じ、」を「応じ」に改め、同表の備考２(6)中「第19条の３第24項」を「第19条の３第33項」に改める。

別表第六㈠の表の備考２(1)(ヰ)中「同じ。）に」を「同じ。）又は特別特定取得（同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。(ヲ)において同じ。）に」に改め、同表の備考２(1)(ヲ)中「金額又は」を「金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は」に改め、「特定取得」の次に「又は特別特定取得」を加える。

別表第六㈢の表中

		千	円	
法第203条の３第１号適用分				
法第203条の３第２号適用分				
法第203条の３第３号適用分				
法第203条の３第４号適用分				

		千	円	
法第203条の３第１号・第４号適用分				
法第203条の３第２号・第５号適用分				
法第203条の３第３号・第６号適用分				
法第203条の３第７号適用分				

千	円

を

千	円

に改め、同表の備考２(3)中「第203条の４第２号」を「第203条の５第２号」に改め、同表の備考２(6)から(8)までの規定中「第203条の５第１項」を「第203条の６第１項」に、「応じ、」を「応じ」に改め、同表の備考２(9)中「第203条の４第１号」を「第203条の５第１号」に改め、同表の備考２(10)中「第203条の５第１項」を「第203条の６第１項」に、「応じ、」を「応じ」に改める。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。